様式第１号（第２条関係）

（その１）

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

　　　　年　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　　　　㊞

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契　約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 |
| 運送契約期間 | 運送契約金　　額 |
|  |  |  |  |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |

２　１に掲げる以外の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目区　分 | 契　約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　約　内　容 |
| 借　入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ |  |  |  |  |
| 燃　料 |  |  |  |  |
| 運転手の雇用 |  |  |  |  |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |

備考

１　契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「契約金額」には，「自動車の借入れ」及び「運転手の雇用」にあっては１日当たりの金額を，「燃料代」にあっては燃料の単価を記載してください。

（その２）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

　　　　年　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　　　　㊞

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金　　額 | １枚当たり単価 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

　契約書の写しを添付してください。

（その３）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

　　　　年　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　　　　㊞

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金　　額 | １枚当たり単価 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

　契約書の写しを添付してください。

様式第２号（第３条関係）

（その１）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき，湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

　　　　　年　　月　　日

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

１　契約年月日　　　　　年　　　月　　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

４　確認申請金額　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 購入金額 | 左のうち確認済又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ） | 円 | 円 |
| 今回の購入金額　　（ｂ） | 円 | 円 |
| 燃料代　　（ａ）+（ｂ） | 円 | 円 |

備考

１　この申請書は，燃料供給業者ごとに別々に提出してください。

２　この申請書は，選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には，選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

４　「前回までの累積金額」には，他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

（その２）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき，湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　　　　年　　月　　日

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

１　契約年月日　　　　　年　　　月　　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数　　　　（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計　　（ａ）+（ｂ） | 枚 | 枚 |

備考

１　この申請書は，ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。

２　この申請書は，選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には，他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

（その３）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき，湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　　　　年　　月　　日

湧水町選挙管理委員会委員長　殿

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

１　契約年月日　　　　　年　　　月　　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数　　　　（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計　　（ａ）+（ｂ） | 枚 | 枚 |

備考

１　この申請書は，ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。

２　この申請書は，選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には，他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第３号（第３条関係）

（その１）

確認番号　第　　号

選挙運動用自動車燃料代確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき，下記の選挙運動用自動車燃料代は，同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用自動車の自動車登録番号

４　　確認金額　　　　　　　　円

備考

１　この確認書は，燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は，公費の支払の請求をする場合には，選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，燃料供給業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

（その２）

確認番号　第　　号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき，下記の選挙運動用ビラ作成枚数は，同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用ビラ作成枚数　　　　　　枚

備考

１　この確認書は，ビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したビラ作成業者は，公費の支払の請求をする場合には，ビラ作成証明書とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ビラ作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

（その３）

確認番号　第　　号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

　湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第

１１条の規定に基づき，下記の選挙運動用ポスター作成枚数は，同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　湧水町選挙管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　印

記

１　　　　　　年　　月　　日執行　湧水町長・湧水町議会議員選挙

２　　候補者の氏名

３　　選挙運動用ポスター作成枚数　　　　　　枚

備考

１　この確認書は，ポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は，公費の支払の請求をする場合には，ポスター作成証明書とともに，当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ポスター作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

様式第４号（第５条関係）

（その１）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約　の　区　分（該当する方の番号に○をしてください。 | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | ２ | 左に掲げる以外の場合 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備　　考 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |

備考

１　この証明書は，運送事業者等ごとに別々に作成し，候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，運送事業者等は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車１台につき１日当り次の金額までです。

⑴一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　⑵⑴以外の場合　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　15,800円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「契約区分」欄の１）と，それ以外の契約（「契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので，その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので，その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には，候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車については，湧水町に支払を請求することはできません。

（その２）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 燃料供給年月日 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備　　考 |
|  | ℓ | 円 |  |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
| 合　　計 | ℓ | 円 |

備考

１　この証明書は，燃料供給業者ごとに別々に作成し，候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　燃料供給業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，燃料供給業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運　転　手 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 雇　用　年　月　日 | 報　酬　の　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 合　　計 | 円 |

備考

１　この証明書は，運転手ごとに別々に作成し，候補者から運転手に提出してください。

２　運転手が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，運転手は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので，その指定をした１人のみについて記載してください。

６　５の場合には，候補者の指定した運転手以外の運転手は，湧水町に支払を請求することはできません。

様式第５号（第５条関係）

（その１）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人あってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 作成金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 |  |

備考

１　この証明書は，ビラ作成業者ごとに別々に作成し，候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ビラ作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　⑴　町長選挙：枚数５，０００枚　　・　　　町議会議員選挙：枚数１，６００枚

　⑵　限度額　７円５１銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１円未満の端数は切上げ）

（その２）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人あってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 作成金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 当該選挙区（当該選挙区が行われる区域）におけるポスター掲示場の数 | か所 |

備考

１　この証明書は，ポスター作成業者ごとに別々に作成し，候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ポスター作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　⑴　枚数　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する

枚数

　⑵　限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　525円６銭×ポスター掲示場数+50,000円　 | =単価・・・1円未満の端数は切上げ |
| ポスター掲示場数 |

　　　単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第６号（第６条関係）

（その１）（選挙運動用自動車の使用）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には，この他に選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙・その１）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 64,500円×１台＝64,500円／日 | 円 |  |
|  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

　備考

　　「請求金額」欄には，各日ごとに比較して（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

　　車の故障等により，途中で車を変更した場合は，直ちに契約書を作成して，契約届出書を提出してください。

　（別紙・その２）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（１）自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 自動車登録番号 | 借入金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  |  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 15,800円×１台＝15,800円／日 | 円 |  |
|  |  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  |  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  |  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
|  |  | 　　 　円×　台＝　　　　　　　円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  | 円 |  |

　備考

　　「請求金額」欄には，各日ごとに比較して（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

　（別紙・その３）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（２）燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 自動車登録番号 | 販売金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |  |  |  |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
|  |  | 　 　　　円×　　　ℓ＝　　　　　　　円 |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

　備考

　１　（ロ）計欄には，確認書に記載された金額の合計を記載してください。

　２　「請求金額」欄には，（イ）の計欄又は（ロ）の計欄のうち，いずれか少ない方の金額を記載してください。

　（別紙・その４）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（３）運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報　酬（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  | 　 　　　　　　　　　　円 | 12,500円／日 | 　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　 　　　 　　　　　　　　　　円 | 　 　　　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　 　　　　 　　　　　　　　　　円 | 　 　　　　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　　　　 　　　　　　　　　　円 | 　　　　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　 　　　　 　　　　　　　　　　円 | 　 　　　　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　 　　　 　　　　　　　　　　円 | 　 　　　 　　　　　　　　　円 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

　備考

　１　「請求金額」欄には，（イ）又は（ロ）のうち，いずれか少ない方の金額を記載してください。

（その２）（選挙運動用ビラの作成）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに，選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙）

　選挙運動用ビラの作成

請　　求　　内　　訳　　書

　候補者指名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | 基準限度額 | 請求金額 | 備考 |
| 単価Ａ | 枚数Ｂ | 金額Ａ×Ｂ＝Ｃ | 単価Ｄ | 枚数Ｅ | 金額Ｄ×Ｅ＝Ｆ | 単価Ｇ | 枚数Ｈ | 金額Ｇ×Ｈ＝Ⅰ |  |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

１　Ｄ欄には，単価７円５１銭を記載してください。

２　Ｅ欄には，町議会議員選挙の場合1,600枚を，町長選挙の場合5,000枚を記載してください。

３　Ｇ欄には，Ａ欄とＤ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

４　Ｈ欄には，Ｂ欄とＥ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

（その３）（選挙運動用ポスターの作成）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに，選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙）

　選挙運動用ポスターの作成

請　　求　　内　　訳　　書

　候補者指名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 | 作成金額 | 基準限度額 | 請求金額 | 備考 |
| 単価Ａ | 枚数Ｂ | 金額Ａ×Ｂ＝Ｃ | 単価Ｄ | 枚数Ｅ | 金額Ｄ×Ｅ＝Ｆ | 単価Ｇ | 枚数Ｈ | 金額Ｇ×Ｈ＝Ⅰ |  |
| か所 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　「ポスター掲示場数」の欄には，ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　Ｄ欄には，次により算出した額を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 50,000円+525円６銭×114（ポスター掲示場数）　 | =965円（単価・・・1円未満の端数は切上げ） |
| 114（ポスター掲示場数） |

３　Ｅ欄には， ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

４　Ｇ欄には，Ａ欄とＤ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

５　Ｈ欄には，Ｂ欄とＥ欄を比較して少ない方の額を記載してください。